

高知県小児入院患者付添環境等改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県小児入院患者付添環境等改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善のため、小児患者に係る病床をもつ医療機関が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 環境改善のための医療機関内の修繕事業
- (2) 環境改善のための物品等の購入事業

(補助対象経費等及び補助限度額)

第3条 補助事業の対象経費は、別表第1に定めるとおりとし、補助額は、予算の範囲内とし、次に定めるところによるものとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の第1欄に定める事業ごとに、同表の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第4欄に定める補助率を乗じた額を補助する。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更又は経費の配分等を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額の範囲内で、かつ、規模、構造又は規格が違って同等の機能を果たすと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業の遂行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第2号様式による中止又は廃止承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金及び補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 納期限の到来した県税の滞納がないこと。

（概算払）

第7条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づく概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第8条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告）

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日（第6条第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、前項の補助事業等実績報告書を作成し、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい事情が存する場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第9号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の

実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、第6条第9号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して、規則その他法令や本要綱の規定、又はこれらに基づく県の処分若しくは指示に違反したとき。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達するときは、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(失効期限等)

- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第8条、第9条第4項、第10条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
医療機関内の修繕事業	1 医療機関あたり 7,560 千円	こどもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕を実施する経費 (ただし、補助対象年度において修繕に着手し完了したものに限り。)	10 分の 10
物品等の購入事業	医療機関の小児患者に係る 1 床あたり 20 千円	こどもの付添いをする家族が利用できる物品及び、家族がこどもの付添いができない場合に、こどもが家族とオンラインで話すためのタブレット端末等の購入に要する経費	

※本事業による補助は、1つの医療機関において、「医療機関内の修繕事業」及び「物品等の購入事業」のそれぞれで、10年間につき1回限りとする。

別表第2（第5条、第6条、第8条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。